

建設観光委員会会議録

1. 日 時 平成20年12月4日(木曜日)
午前9時30分～午後0時07分
2. 場 所 委員会室
3. 出席委員 佐々木 隆 義 委員長 岩 本 明 央 副委員長
秋 山 哲 朗 委員(議長) 河 村 淳 委 員
村 上 健 二 委 員 柴 崎 修 一 郎 委 員
西 岡 晃 委 員 下 井 克 己 委 員
馬屋原 眞 一 委 員
4. 欠席委員 な し
5. 出席した事務局職員
重 村 暢 之 局 長 佐 伯 瑞 絵 係 長
佐々木 昭 治 係 長 田 畑 幸 枝 企 画 員
6. 説明のため出席した者の職氏名
村 田 弘 司 市 長 林 繁 美 副 市 長
伊 藤 康 文 建設経済部長 中 村 弥 寿 男 建設経済部農林課長
金 子 彰 建設経済部商工労働課長 川 島 茂 美東総合支所経済課長
梨 木 孝 秋芳総合支所経済課長 秋 枝 秀 稔 美東総合支所建設課長
小 嶋 卓 夫 秋芳総合支所建設課長 山 縣 博 行 総合観光部長
山 本 勉 総合観光部観光総務課長 篠 田 清 実 総合観光部観光振興課長
金 子 正 治 消 防 長 坂 田 文 和 消防本部次長兼総務課長
山 田 隆 司 消防本部消防署長兼警防課長 田 畑 龍 男 消防本部予防課長
古 屋 安 生 農委事務局長 羽 根 秀 実 総務部財政課長

午前9時30分開会

委員長（佐々木隆義君） おはようございます。委員会に入る前に各委員さんにお礼を申し上げておきたいと思います。先般10月29日に本委員会の行政視察で岩手県のほうに参りました。日本一の秋芳洞を有するこの美祢市、2番目に大きなのが岩手県にあります龍泉洞、そしてその観光の方法論とか、あるいは龍泉洞は世界一透明度の高い水源を持っており、その水等の販売の方法論、それから平泉におけますところの世界遺産の申請の方法、そういった手順、それから美祢市には化石の多いところの街でもありますけれど、岩手県の県立博物館における化石の展示方法等について研修を重ねて参りました。その内容につきましては非常に有意義であったと思いますし、今後の本美祢市の観光行政についても多いに役立つものがあるというふうに自負をいたしております。誠に委員の皆さんお疲れ様でございました。それでは只今より建設観光委員会を開会いたします。まず、本会議におきまして本委員会に付託されました議案7件につきまして審査いたしたいと思いますのでご協力をよろしくお願いいたします。市長さん、何かございましたら。

市長（村田弘司君） よろしく申し上げます。

委員長（佐々木隆義君） 議長さん、何かございましたら。

議長（秋山哲朗君） よろしく申し上げます。

委員長（佐々木隆義君） 各委員さんの方から何かございましたら。

それではこれより審査を始めます。まず審査の順位でございますけれども、先に関係条例の一部改正案について審査をし、そのうち補正予算を審査したいと思いますのでよろしく申し上げます。

それでは議案第11号美祢市農業近代化資金助成条例の一部改正についてを審査いたします。執行部より説明を求めます。はい、中村農林課長。

建設経済部農林課長（中村弥寿男君） おはようございます。よろしくお願ひしたいと思ひます。それでは議案第11号美祢市農業近代化資金助成条例の一部改正についてご説明を申し上げます。議案書の11の1ページ、そして参考資料としまして新旧対照表がございますが、参考資料の5ページをお開きいただきたいと思います。議案第11号美祢市農業近代化資金助成条例の一部改正について、美祢市農業近代化資金助成条例平成20年美祢市条例第149号の一部を次のとおり改正するものとする。平成20年12月1日提出。改正条例案を説明申し上げます前に改正

理由をまずご説明を申し上げたいと思います。改正理由につきましては市長の議案説明のとおりでございますが、本条例は農林業者に対する農業近代化資金の融通を円滑にする措置を講ずることにより、農業経営の近代化を図ることを促進し、農林業者が償還する償還利子の一部の利子補給を行うことによりまして、農林業の振興に資することを目的に制定をしていくところであります。しかしながら昨今の金融情勢や経済情勢の急激な変化によりまして、資金の貸し付け利率等の改正期間は極めて短く、その的確な対応が求められているところでございます。ちなみに今年度におきます改正状況につきましては、4月から10月末までに既に7回の改正が行われておりまして、ほぼ毎月1回の割合で改正をされているところでございます。この改正によりまして、施行規則等の改正事務が発生しているというところでございます。このようなことから現行条例規則において規定しています償還期限、据置期間、貸付け利率等の上限に関しまして要綱で規定することができるよう関係規定の改正を行いたいということをお願いをしているところでございます。

それでは改正条例案についてご説明を申し上げます。新旧対照表の方でアンダーラインを引いているところが改正部分でございます。まず第2条第3項中で市長が定めるものの内、次に該当するもの及び同項の1号から3号までの上限に関する規定を削りまして、新たに第3条といたしまして、農業近代化資金の種類等の項目を設けまして、農業近代化資金の種類、償還期間、据置期間、貸付利率及び利子補給率は市長が別に定めるものとするというこの規定を加えまして、市長への委任事項に改正をしたいというものでございます。そして第3条を新たに加えるため現行の第3条から第7条までの条番号を1条ずつ繰り下げるものでございます。次に附則でございますが、附則第1項の施行期日につきましては公布の日から施行するものとしております。附則第2項といたしまして、経過措置を規定しているところでございます。以上で改正条例案の説明を終わらせていただきます。

委員長（佐々木隆義君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（佐々木隆義君） 質疑なしと認めます。本案に対するご意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（佐々木隆義君） それではこれより議案第 11 号美祢市農業近代化資金助成条例の一部改正についてを採決いたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（佐々木隆義君） 全員異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 12 号美祢市農林業施設災害復旧事業分担金徴収条例の一部改正についてを審査いたします。執行部より説明を求めます。はい、中村農林課長。

建設経済部農林課長（中村弥寿男君） それでは、議案書の 12 - 1 ページ、そして新旧対照表、参考資料の 6 ページ、7 ページをお開きいただきたいと思います。

議案第 12 号美祢市農林業施設災害復旧事業分担金徴収条例の一部改正について、美祢市農林業施設災害復旧事業分担金徴収条例、平成 20 年美祢市条例第 158 号の一部を次のとおり改正するものとする。平成 20 年 12 月 1 日提出。この農林業施設災害復旧事業につきましては、単独災害復旧事業の制度が合併前の 1 市 2 町の間に制度に差がありますことから合併協議におきまして、新市において調整することを確認がされているところでございます。現行の制度内容につきましては、美祢地域では市が施工いたしまして、分担金を利益者から徴収する方法を、そして旧美東、秋芳地域では受益者において工事を施工し、補助金を交付するという方法を採用していたところであります。この二つの方式を市長の提案説明にもありましたとおり、補助金方式に統一することといたしまして、これに伴う所要の改正をお願いをするものでございます。なお、この補助金制度につきましては要綱での対応を考えているところでございます。

それでは改正条例案についてご説明を申し上げます。新旧対照表ではアンダーライン部分が改正部分でございます。まず、第 1 条中「市が」を「国又は県の補助を受けて、市が」に改めまして、本条例を補助事業を対象とする条例に改めるものでございます。次に第 2 条中第 6 項を削り、第 7 項を 6 項とするものでございますが、第 6 項の単独事業にかかる規定を削りまして補助事業への条例規定とするものでございます。次に第 3 条第 1 項の改正につきましても、表の中にその他の事業というところがございしますが、単独事業にかかる規定を整理しまして、補助事業にかかる規定に整理するものでございます。次に同条第 2 項につきましては条文中 2 行

目の第1項を前項にということに改めてありますが、条文の整理でございます。次に第4条につきましては、条文中、「国県の」規定を「国又は県の」に改めまして、但し書き以降の単独事業にかかる規定を削るものでございます。次に附則でございますが、附則第2項につきましては、制度の調整まで旧美東・秋芳地域の制度を暫定施行していますことから、制度統一に伴い当該規定を削るものでございます。改正条例の附則でございますが、附則第1項の施行期日につきましては、平成21年4月1日から施行するとしているところでございます。来年度からの適応としたいと思っております。次に附則第2項といたしまして、改正条例の施行日の前日までに現在の条例によって円滑になされました処分手続きその他の行為は改正前の条例によるとした経過措置を規定をしているところでございます。この規定につきましては、現在美祿地域におきまして申請等あがってきておりますが、予算の関係で積み残しのものが多々ございます。これにつきましては改正前の条例を適用をして、分担金方式で行うというものでございます。簡単ですが以上で改正条例案の説明を終わらせていただきます。

委員長（佐々木隆義君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。はい、河村委員。

委員（河村 淳君） 1件ほどちょっと聞いてみたいんじゃが、この条例案は説明があつて分かるわけじゃが、旧美東町方式の結局受益者施工という話が出ちよるが、この点については美東町は今までそういうふうに旧美東町はやってきちよるんじゃが、この施工を受益者がやる場合に美東の方は多分最終的には一応業者登録がなされた業者にしてもろうて、災害査定をしたような気がするんじゃが、この辺については地元の受益者がただ施工されたものについて補助金を出すという意味か、その施工するものはあくまでも登録業者においてやってもらうということが美東町はあったような気がするんじゃが、その辺はどういうふうに考えちよる。

委員長（佐々木隆義君） はい、中村課長。

建設経済部農林課長（中村弥寿男君） お答えいたします。復旧工事の施工者はどのようになるかというご質問と思いますが、これまでどおり工事の内容からいたしまして、受益者個人では施工はなかなか難しいかと思っております。専門業者、登録業者での施工というふうに考えております。

委員長（佐々木隆義君） そのほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（佐々木隆義君） それでは、本案に対するご意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（佐々木隆義君） それではこれより議案第12号美祢市農林業施設災害復旧事業分担金徴収条例の一部改正についてを採決いたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（佐々木隆義君） 全員異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号美祢市営土地改良事業の分担金賦課徴収条例の一部改正についてを審査いたします。執行部より説明をお願いいたします。はい、中村課長。

建設経済部農林課長（中村弥寿男君） それでは議案書13-1ページと参考資料の8ページ、9ページをお開きいただきたいと思います。議案第13号美祢市営土地改良事業の分担金賦課徴収条例の一部改正について、美祢市営土地改良事業の分担金賦課徴収条例、平成20年美祢市条例第161号の一部を次のとおり改正するものとする。平成20年12月1日提出。この土地改良事業の分担金賦課徴収条例の一部改正につきましても災害復旧事業の条例と同様に美祢地域と美東・秋芳地域それぞれ違った方式で実施をしていたところでございます。合併協議におきまして、新市において調整することとされてきましたことから、この二つの方式について調整を行うものでございます。この二つの方式を先程の災害復旧事業と同様に補助金方式に統一することといたしまして、これに伴います所要の改正をお願いするものでございます。なお、この補助金制度につきましては単独災害復旧事業と同様に要綱での対応を考えているところでございます。

それでは改正条例案についてご説明申し上げます。新旧対照表につきましては、アンダーライン部分が改正となっております。現行条例では補助事業と単独事業を問わずこの土地改良事業の分担金賦課徴収条例によりまして、分担金の徴収分について規定をしておりますが、単独土地改良事業につきまして、補助金方式に統一することといたしまして、補助要綱での規定とするため単独事業にかかります規定を削ることを基本に所要の改正を行うものでございます。まず、第2条中又はその他の事業にあつては予算の範囲内においてという部分がございしますが、これを削りま

して同条第2項第3号の規定を削るものでございます。この部分につきましては、単独土地改良事業にかかる規定ということで削るものでございます。次に附則第2項につきまして、制度調整まで旧美東・秋芳町の制度を暫定施行しておりますことから、制度統一に伴いまして当該規定を削るものでございます。次に改正条例の附則でございますが、附則第1項といたしまして、施行期日を平成21年4月1日から施行するとしております。来年度からの施行を考えております。次に第2項としまして、経過措置としてこの改正条例の施行日の前日までに現在の条例によってなされた処分等につきまして、改正前の例による経過措置を規定をしているところでございます。簡単でございますが、以上で改正条例案の説明を終わらせていただきます。

委員長（佐々木隆義君） 執行部の説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（佐々木隆義君） 本案に対するご意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（佐々木隆義君） それではこれより議案第13号美祢市営土地改良事業の分担金賦課徴収条例の一部改正についてを採決いたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（佐々木隆義君） 全員異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号美祢市非補助土地改良事業の利子補給に関する特別措置条例及び美祢市県営ほ場整備事業分担金の利子補給に関する条例の一部改正についてを審査いたします。執行部より説明をお願いいたします。はい、中村課長。

建設経済部農林課長（中村弥寿男君） それでは議案書14-1ページ、それと参考資料の9ページをお開きいただきたいと思います。議案第14号美祢市非補助土地改良事業の利子補給に関する特別措置条例及び美祢市県営ほ場整備事業分担金の利子補給に関する条例の一部改正について、美祢市非補助土地改良事業の利子補給に関する特別措置条例、平成20年美祢市条例第162号及び美祢市県営ほ場整備事業分担金の利子補給に関する条例、平成20年美祢市条例第163号の一部を次

の法に改定するものとする。平成20年12月1日提出。本議案につきましては市長の提案説明のとおりでございますが、この二つの条例につきまして国の政策金融改革による株式会社日本政策金融公庫法が平成20年10月1日に施行されましたことによりまして、農林漁業金融公庫が廃止されたところでございますが、この二つの条例にこの農林漁業金融公庫の規定がございました。この農林漁業金融公庫につきましては、新しい法律の施行によりまして、その業務が株式会社日本政策金融公庫に承継をされたところでございます。このためこの二つの条例に規定をされております農林漁業金融公庫を株式会社日本政策金融公庫に改めるものでございます。次に附則でございますが、施行期日につきましては公布の日から施行し、関係法令の施行が平成20年10月1日でございます。このため平成20年10月1日から適用するとしました遡及適用方法を設けたところでございます。簡単でございますが以上で条例案の説明を終わらせていただきます。

委員長（佐々木隆義君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（佐々木隆義君） 本案に対するご意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（佐々木隆義君） それではこれより議案第14号美祢市非補助土地改良事業の利子補給に関する特別措置条例及び美祢市県営ほ場整備事業分担金の利子補給に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（佐々木隆義君） 全員異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号美祢市営住宅条例及び美祢市特定公共賃貸住宅管理条例の一部改正についてを審査いたします。執行部より説明をお願いいたします。はい、伊藤部長。

建設経済部長（伊藤康文君） 議案第15号美祢市営住宅条例及び美祢市特定公共賃貸住宅管理条例の一部改正についてでございます。議案書の方の15-1ページ次の15-2ページ、参考資料のほうは11ページから12、13、14ページに

かかります。この度の一部改正する理由でございますが、市長の提案説明にもございましたが、全国的に暴力団員による事件、トラブルが多数発生していることを受けまして、公営住宅における暴力団排除の動きが全国的にも広まっているところでもあります。県の方においても19年12月に条例を改正したことを受けまして、美祢市においては合併を控えておりまして、合併後の検討することとしておりましたが、この度この関係で美祢警察署からの暴力団対策としての協議が整いましたので、この度改正するものでございます。議案のほうに参りまして、15 - 1ページの1条2条と一部改正の内容がございまして、1条の方が美祢市営住宅条例でございまして、2条の方が美祢市特定公共賃貸住宅管理条例でございまして、そもそも市営住宅というのが入居の基準において収入基準が公営住宅法上の控除等を除きまして、1世帯20万円以下低所得者対象にしたものが美祢市営住宅条例法の入居になります。その2条にあります特定公共賃貸住宅というのは、20万円を超える中堅所得者を対象にしたものでございまして、両方とも関連するということで合わせた条例改正でございまして、参考資料の11ページでございまして、上段の6条、入居資格を先程の説明で加除、加えるものでございまして、6条の4号その者改正案の方でございまして、その者又はその者と現に同居し、若しくは同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと、という入居者資格を加えたものでございまして、それに並立しまして、7条で入居者の特例は条文整理のためのものでございまして、その下の同居の承認第13条でございまして、13条の2項に市長は入居者が同居させようとする者が暴力団員であるときは、前項の承認をしてはならないというものを加えたものでございまして、次にその下に入居の承継としまして14条の2項を新たに加えて、市長は前項の承認を受けようとする者が暴力団員であるときは同項の承認をしてはならないとあります。次の12ページで改正案の方で住宅の明渡請求、これで1項の中の2号を加えて、2号を挿入しまして、入居者または同居者が暴力団員であることが判明したときという条文を加えております。それ以外については条文整理でやったものでございまして、最後に附則は、附則としまして、この条例は公布の日から施行するということとなっております。今後の、美祢警察署とはこの制定された後には協定書を交わしまして、事前に個人情報等聞きまして運用して参りたいと思っております。以上で

かいつまんでですが説明を終わります。

委員長（佐々木隆義君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。はい、村上委員。

委員（村上健二君） ちょっと聞きますが、ここで言う暴力団員っていう定義は今の指定暴力団というか、組織に入っておる現役の者に限るということですか、それとも言えば右翼とか国家の反体制的なオウムのようなそういう者も含めるとか、あるいは社会的に組織に入っていない人間でもそういういろんな問題を起こすとかいう人間もおりますよね、どこまでを言う、現役の組織に入っておる指定暴力団みたいに限るということですか。

委員長（佐々木隆義君） はい、伊藤部長。

建設経済部長（伊藤康文君） 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律というのがございまして、その中の定義、2条にございまして、暴力団員、その条文を読みますと、暴力団員、暴力団の構成員を言うということで条文化されております。この項目にあたる者ということで認識しております。以上です。

委員長（佐々木隆義君） はい、村上委員。

委員（村上健二君） その組織に入っていない人でも暴力団員として認める場合も有り得るということですか。

委員長（佐々木隆義君） はい、伊藤部長。

建設経済部長（伊藤康文君） そういう疑いがあった場合にうちのほうから警察のほうに照会させていただきます。その辺の範疇は警察のほうの判断でお聞きしまして、それを運用するというので、その暴力団員というのがどのルールで決められてるとかいうのは警察署の方にお任せしまして、それを持って運用するというように考えております。（発言する者あり）

委員長（佐々木隆義君） はい、伊藤部長。

建設経済部長（伊藤康文君） 先程の法の中の指定暴力団の中の、暴力団の構成員という登録になってなければ警察のほうは言われなと思います。しかしながら美祿市においては住宅選考委員会等がございまして、村上議員さん言われるような内容のことも事情聴取の間で分かるやに思います。その辺でこれに漏れるフォローはできるものと思っております。以上です。（発言する者あり）

委員長（佐々木隆義君） はい、馬屋原委員。

委員（馬屋原眞一君） 今の住宅選考委員会の関係ですけど、この規定から漏れたものの暴力団について選考委員会の中の協議に任せるようなね、そういう曖昧な規定であればこれは不平等につながるし、いろんな問題が起きるんでそういう曖昧な返答は困ると。やはりちゃんと規定化してもらわんと委員になった者はよいよ判断で困ると思う。

委員長（佐々木隆義君） はい、伊藤部長。

建設経済部長（伊藤康文君） 馬屋原議員さんの言われること勿論分かるわけですが、警察のほうに正式に聞きまして、それでそういう者になるということになれば選考委員会すらかけることはございません。よって、選考委員会にかけるものはもうそういう面では大丈夫なものということで選考してもらいますので、今気にされることはないというふうに考えております。（発言する者あり）

委員長（佐々木隆義君） はい、伊藤部長。

建設経済部長（伊藤康文君） この制定するにあたり警察とその辺のことも十分協議させていただいています。今言われることは十分分かるわけですが、思われる以上に協議しているということでご認識をお願いいたします。

委員長（佐々木隆義君） はい、岩本副委員長。

副委員長（岩本明央君） 世帯主はそうじゃないけど、後から入ってくるケースもありますよね、家族としての、そういう場合の判断をどうされるかちゅうのは1件と、もう一つはそれらしき方は、最近そういうふうな申込なんかがあるようなケースがありますか。その2点をお願いします。

委員長（佐々木隆義君） はい、伊藤部長。

建設経済部長（伊藤康文君） 先程の条文の訂正の中にもご説明しましたが、同居の承認、実は入居者の変更がございましたら届け出がございます。その中で分かります。後に承継等も生じた場合もこちらに変更等があれば生じます。それで十分分かるということになります。それとそういう類と言ってはあれですが、ものがあるかないかということで、結果として入居されてそういう雰囲気の入居者が住宅がそういう関係になったというのはございますが、美祢市の住民の方は大変そういう方が少なくその辺は危機には思っておりません。以上です。

委員長（佐々木隆義君） よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（佐々木隆義君） それでは本案に対するご意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（佐々木隆義君） それではこれより議案第15号美祢市営住宅条例及び美祢市特定公共賃貸住宅管理条例の一部改正についてを採決いたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（佐々木隆義君） 全員異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号平成20年度美祢市一般会計補正予算（第3号）を審査いたします。執行部より本委員会の所管事項についてご説明をお願いいたします。はい、中村課長。

建設経済部農林課長（中村弥寿男君） それでは補正予算書第3号の34ページをお願いをしたいと思います。それでは農林課関係の説明に入ります前に本補正予算におきまして人件費等が関係費目でございますが、人件費につきましては市長の提案説明でもありましたとおり、6月以降の職員の異動等によります補正でございますので、この委員会におきます人件費の説明につきましては省略をさせていただいたと思っております。よろしくお願ひしたいと思います。それでは34ページ農林費・農業費につきましてご説明を申し上げます。目3番の農業振興費でございます。これにつきましては担い手農地集積高度化促進事業補助金といたしまして420万8,000円をお願いをしているところでございます。この事業につきましては、9月の補正でもお願ひをしたと思ひますが、19年度に国の補助事業として創設された事業でございます。農用地利用改善団体などが担い手に農地をまとめた形で集積した場合、その実績に応じて面的集積促進費が農用地利用改善団体等を通じまして、農地の渡し手、そして受け手に交付されるものでございます。地域内の農地の有効活用を積極的に図ろうとする活動を支援するものでございます。この度の補正予算につきましては、去る9月27日に美東地域内におきまして、集落内の農地の有効活用を図る目的で九瀬原地区農用地利用改善団体が設立されると共に、農地を面的に集積をします農事組合法人九瀬原が設立をされたところでございます。この農事組合法人九瀬原によりまして10.9haの農地が面的に集積をされたところでございます。この活動に対して支援を行うというものでございます。なお、

この補助金につきましては、全額国費、そして県費を充当するというようにしていただいております。次に農地費でございますが、農地経費といたしまして488万2,000円、これにつきましては農業集落排水事業特別会計への繰出金でございます。次に元気な地域づくり・プロジェクト支援交付金事業、トータルで401万6,000円の補正でございます。この元気な地域づくり・プロジェクト支援交付金事業につきましては、美祢地域で行っております祖母ヶ河内地区のほ場整備、そして秋芳地域の鍛冶屋地区のほ場整備事業、この二つの事業にかかる予算の組換えのお願いと、そして秋芳地域での門村地区でございますが、用水路整備にかかる計画変更に伴います予算の増額をお願いをしていくところでございます。各節ごと、内容ごとの各増減の補正につきましては、記載のとおりでございますが事業別に補正内容の説明をさせていただきます。まず、祖母ヶ河内地区のほ場整備事業に係る補正でございますが、面的工事の確定測量につきまして換地委託料の90万円を減額をしているところでございます。そして換地委員会の開催回数が減少したということで報償費27万円を減額をしております。そして項目の1番下補償金でございますが、260万円の減額をしております。これにつきましては電柱等の移転本数につきまして当初予定をしておりました本数よりも少なく済んだということで当該金額を減額するものでございます。この減額によりまして、この減額事業費用を工事費に組替えまして事業の進捗を図ろうとするものでございます。この土地改良工事の中で祖母ヶ河内地区におきまして、377万円を置き換えております。次に鍛冶屋地区のほ場整備事業にかかる補正でございますが、この鍛冶屋地区につきましても、全体事業費に変更はなく各費目におきます上限による予算の組換えをお願いするものでございます。まず大きなものとしまして、確定測量業務委託料118万3,000円という増額補正がございます。これにつきましては基準点測量業務におきまして当地区の中を河川が通っております。この河川が通っておりますということで基準点を増加する必要が生じたところでございます。これに伴う経費を増額をしたいということでの補正でございます。そしてこの増額によりまして全体の事業内容を見直しまして当初暗渠排水事業を行うこととしておりましたが、これを見直しまして、来年度計画をしておりました排水路工事等で揚水機器の設置工事等を実施するというところで工事内容の変更を行ったところでございます。これに伴う増減の補正をお願いをいたしております。次に門村地区の用水路改修事業でございます

が、この事業につきましては、現在当地区に流れております河原上川の上空を管渠で用水路を、敷設をしていたところでございますが、この管渠の老朽化に伴う改修ということでございますが、河川協議の結果、河川区域内において工作物を設置することは出来ないということで、県の河川協議の結果計画変更が余儀なくされたところでございます。このため上流にございます橋梁に用水管を供架するというように計画変更をしたところでございまして、計画変更に伴います工事費が増加したところでございます。この土地改良工事の816万5,000円の内450万円が必要となったところでございます。そのほか当初予算での費目の計上ミスがございまして、正しい予算科目への振替等、消耗品なり事務機器借上料での置換を行っているところでございます。以上で農林課関係の説明を終わらせていただきます。

委員長（佐々木隆義君） はい、金子課長。

建設経済部商工労働課長（金子 彰君） 続きまして商工費でございます。ページ1ページをお開きいただきまして、36ページになります。7款、商工費・1項、商工費・4の目でございますが、観光費になります。37ページの説明の方をご覧くださいと思います。観光経費におきまして、指定管理委託料に1,819万6,000円を計上をさせていただいております。これにつきましては、道の駅おふくの指定管理委託料でございます。原油高に伴います燃料の灯油代金の高騰につきましては、道の駅おふくの指定管理者でございます美祢観光開発株式会社の経営を大変圧迫をしているところでございます。平成18年に庁内の協議会というのを設けておりまして、この時の結果といたしまして灯油代金が10%、当初の申請から10%を超えた部分について、その超えた部分を指定管理委託料として給付しようということの協議結果が出ております。その結果に基づきまして10%を超える金額1,819万6,000円を計上させていただいたところでございます。開会前に皆さんの机上のほうに資料を1枚お配りをさせていただきました。これは、初日の本会議におきまして議員のご要望によりまして、財政課のほうで取りまとめたものでございます。これについて若干ご説明をさせていただきます。12月補正にかかる各施設の燃料の使用料等についてということで、道の駅おふくとトロン温泉そして温水プールということで3施設についてそれぞれ表を設けておるところでございます。最初の1番上の表につきましては、これは利用者数でございます。道の駅おふくにつきましては10月までの実績でございますが、11月からは予想とい

うことで表を作っておりますが、最終的には10万5,628人の入浴者数の予想でございます。続いての表でございますが、各施設の使用料ということで、これは道の駅おふくは灯油でございますが、この月々の使用料でございます。これも10月までは実績でございますが、11月からは見込ということで年総額の総量の予想でございますが26万8,418リットルという予想を立てております。各施設の購入単価は1リットル当たりでございますが、道の駅おふくにつきましては10月が96.6円ということで、7、8、9月から比べましてかなり灯油代金下がってきておるといってございまして、11月について2段書きになっておりました、下に網掛けの部分がございまして、これについては77.7円ということで、これは11月実績ということでこの金額で今、納入をしていただいております。従いまして10月から11月にかけて約20円灯油代金は下がっているという状況でございます。続きまして各施設の購入金額ということでございまして、灯油の使用料に灯油の単価を掛けて算出をいたしましたものでございまして、10月までは実績ということで、11月から予想ということでございまして、これについては一応見込みということで96.6円と一応計算はさせていただきます。最後に平成20年度12月補正額ということで、道の駅おふくにつきましては一番最後の欄になりますけれども、今回補正額ということで1,819万6,000円という数字をあげております。予想額につきましては、これは当初指定管理申請を出された時の申請書の予算に記載された金額が620万ということでございまして、次の決算見込額につきましては購入金額の表を見ていただいたとおり予想額として2,623万6,000円ということでございまして、次の調整額につきましては、これは各施設の購入単価1リットル当たりの4月分を見ていただきますと71.3円ということになっております。これは当初の申請の時の単価が65.1円ということで、これの10%を超える10%増という金額が71.61円になりますが、それを下回っているということでこの4月分については指定管理委託料の対象にはならないということでこれを外したものでございまして、それと当初予算と当初予算の11ヶ月分の10%増分の差額ということでこれが5万2,000円になるわけですが、それを加えた金額が184万ということでございまして、これらを差し引きいたしましたので今回の補正額1,819万6,000円を算出したものでございまして、なおこの支出に伴いましては、当然先程申し上げましたように単価が最近下がりつつあ

ります。今後12月以降につきまして、当初の予定額65.1円の10%増であります71.61円を下回った場合につきましては、当然指定管理料を払わないということでございまして、現在総額で1,819万6,000円を計上させていただいておりますが、この金額については当然そういった状況が起これば下がってくるということと、最後に実績使用料等が減った場合につきましても当然その金額については下がってくるということでございまして、その辺は最終的に実績を元に支出金額が決定されるということでございます。以上この表についてのご説明を終わらせていただきます。続きまして予算書に戻っていただきまして観光経費の施設整備工事でございますが1,350万円を計上させていただいております。これは今、ご説明を申し上げました灯油代の高騰に伴いますことからランニングコストの軽減を図るために施設の整備工事を実施するものでございます。なお、これにつきまして若干ご説明を申し上げたいと思いますが、資料の方をお配りさせていただきたいと思っております。

委員長（佐々木隆義君） はい、伊藤部長。

建設経済部長（伊藤康文君） お配りしました資料について簡単に説明させていただきたいと思っております。よろしいでしょうか、A3横長を見ていただきまして、下の方の図面です。道の駅の全体の配置図がございます。それで左側から見れば駐車場真ん中あたりに物販飲食施設、右側に入浴施設とございます。その入浴施設の関係の工事になります。2枚目を開いていただきまして、その入浴施設のアップした図面です。配管経路等を書いてありますが、なかなか分かりにくいと思っておりますが、ここでご説明したいのは中ほどに新設排湯熱交換器、二つほど四角いのがありますが、これが当施設の機械室の下にピットというのがございまして、脱衣場の下にあたるわけですが、そこに今の施設を設置するというのが大きな物でございます。その次の3枚目の図面ですが、これもまた分かりにくい図面で申し訳ございませんが、上の表題に排湯熱回収（エコピット）計画フローシートということで全体の図面があります。これでよく見ていただいたら分かりますが、左下の方に排湯熱交換（エコピット）2機ございますが、それ以外の配管については実線と2点斜線とかいろいろありますが、今回の工事につきましては、先程言いました排湯熱交換器の2機とそれに係る実線が配管等につながっておりますが、説明するのは難しいわけですが給湯槽に係るものと給水に係るものと排水に係るものがこの熱交換器を置く

ために配管を全部やり替えるということになります。それに合わせて右側の方にちょっとありますが、足湯の関係で現在あるわけですが、熱効率をよくするために、現在50mmの既設管で配管しておるわけですが、その中に20Aと書いてありますが、これのポリエチレン管をやるということも合わせてこの効率化に図っております。次に参考でメーカーのあれがございますが、排湯熱交換器というのがどういうものかというのを説明するのに使いやすいということで付けました。その裏面を開けていただきますと裏面の右上に商品の格好が見えます。その下に中のジャバラに動いたような配管と層がございますが、ステンレス製でそこに掛け流しの湯等が入ってきます。その熱をその中の配管を通すことによって、その熱を排熱を利用するっていうことで40度程度なら8度ぐらいの熱を配管に通して水の温度を上げることが出来るというものでございます。下に概要図がございますが、右から見て真ん中にありますが、洗い場から出た水を排湯熱交換器の中に層の中に流すと、その後入ってくる水の量によって排水されると、その間に給水からその層の中にステンレス管がございますが、その通っている間にその熱を交換して温度を上昇させると保熱分で温水ヒーターで適正な42度、浴槽関係は42度等に保熱しまして給湯していくというシステムでございます。それもまた水が流れたらまたぐるっと回っていくというシステムを表したものでございます。簡単ですがその後のもう1個の計画書については金子労働商工課長のほうから説明します。

委員長（佐々木隆義君） はい、金子課長。

建設経済部商工労働課長（金子 彰君） それでは資料の1番最後のページになりますが、排湯熱回収計画ということでございます。只今営業時間を午前10時から午後9時までの11時間行っております。この間使用いたします総量が187トン、70立米でございます。これを源泉が25度ということでございまして、この排湯熱回収システムを通しますと33度まで上がるということで8度温度が上がるということになります。これを熱量換算いたしますと149万6,000キロカロリーということになります。灯油1リットルのカロリーを6,000キロカロリーということで計算いたしますと、日に250リットル分の灯油、250リットル分の熱量になるということでございます。続いてBの足湯掛け流しシステムの改造ということでございますが、これは先程部長の方がご説明申し上げました配管の口径を小さくしてあるということで、熱効率を良くしてやるということでございます。これ

につきましての省エネ効果といたしますのが、1番最後になります。日に40リットルということになります。Cの集計でございますが、従いまして掛け流しが250リットル、足湯関係が60リットルということで日に290リットルの灯油が節約出来るということで、これを1リットル当たり90円というふうに計算いたしますと1日当たりが2万6,100円、1箇月当たりが78万3,000円、年間に換算いたしますと939万6,000円の節減効果が出るということの計画でございます。これにつきましては当然今からも灯油等を使用していくわけでございますが、ランニングコストの軽減に大きくつながるといふふうに考えております。以上で商工費につきましてのご説明を終わらせていただきます。

委員長（佐々木隆義君） はい、中村課長。

建設経済部農林課長（中村弥寿男君） それでは42ページ、43ページをお願いしたいと思います。11款、災害復旧費・1項、農林施設災害復旧費・目の1、単独災害復旧費でございます。現年発生災害復旧費としまして355万の補正をお願いをしております。この災害復旧費につきましては8月23日に時間雨量25mmという豪雨がございました。この豪雨によりまして発生をいたしました農地、農業施設の災害15件の復旧費に対する補正でございます。災害復旧工事につきましては美祢地域におきます農地9件、農業用施設5件の復旧費でございます。そして少額災害復旧工事補助金につきましては美東地域におきます農業施設災害1件に対する、地元施工に対する補助金でございます。この災害復旧費の内容が2本立てになっておりますが、これにつきましては、現在旧制度で暫定的に実施をしているということで、この災害復旧工事の補助金2本立の補正となっているところでございます。歳出につきましては以上でございます。

次に歳入でございますが14ページ、15ページをお願いをしたいと思います。14ページ、15ページの下段でございますが、12款、分担金及び負担金・1項、分担金でございます。まず農林業費分担金でございますが、元気な地域づくり交付金事業分担金でございます。これにつきましては先程歳出でご説明を申し上げましたが、門村地区用水路改修事業の計画変更に伴う事業の増加によりまして、地元分担金の補正をお願いをするものでございます。次に災害復旧費分担金でございます。農林施設災害復旧事業60万2,000円でございます。これにつきましては美祢地域におきます災害復旧事業に伴う分担金ということになっております。続

きまして16ページ、17ページをお願いをしたいと思います。これも一番下でございますが15款、県支出金・2項、県補助金でございます。目5番の農林費県補助金でございます。まず、担い手農地集積高度促進事業としまして国・県の交付金420万8,000円でございます。これは歳出でご説明をしました集積に対する交付金と同額となっております。そして次に元気な地域づくり交付金事業でございます。門村地区の用水路改修事業の計画変更に伴います事業費等に対する国・県の補助金80%分でございます。農林課につきましては以上でございます。

委員長（佐々木隆義君） はい、金子課長。

建設経済部商工労働課長（金子 彰君） それでは20ページ、21ページをお開きいただきたいと思います。市債でございます。これは先程ご説明を申し上げました施設整備工事に伴います市債ということで790万円を計上させていただいております。以上で補正予算の説明を終わらせていただきます。

委員長（佐々木隆義君） それではここで50分まで休憩といたします。

午前10時42分休憩

午前10時54分再開

委員長（佐々木隆義君） 休憩前に続き会議を開きます。説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。はい、柴崎委員。

委員（柴崎修一郎君） これを見たら各施設の使用料でトロン温泉と温水プールはA重油ですわね。それで使用料見ますと約、温水プールのほうがトロン温泉に比べて少ないから、量は少ないんだろうと思うんですけど、単価がだいぶ差がありますわね、A重油で、単価的に見た場合、これ何か理由があるわけ。

委員長（佐々木隆義君） はい、山本課長。

総合観光部観光総務課長（山本 勉君） 委員さんご指摘のように単価に、これにつきましては、給油の方式が違うからこの単価の差額が出ているのであらうと思っております。というのがトロン温泉は1トンのタンクで給油をしております。1トンのタンクであれば直接製油所からタンクローリーで持ってきて給油するというのが困難なために一旦販売所が受けてそれをトロン温泉のほうにもってくるという部分でコストが少しかかっております。インタンク方式であればタンクが大容量であるために直接タンクローリーでメーカーの方から電話一本で持っていくという、こ

の差がこの価格に出ているのであらうと思っております。

委員長（佐々木隆義君） はい、副委員長。

副委員長（岩本明央君） いまいち理解がしにくいんですが、この表のトロン温泉の7月のA重油の134.4で市場単価が128.00、8・9・10まで、温水プールも9月の122.54、これが市場単価A重油よりも全部高いんですよ。それは今言われたように輸送方法によってこれほど違うんですか。要は使用単価よりも相当高いわけ、だから今の輸送方法によってこれほど高くなるものですか。

委員長（佐々木隆義君） はい、山本課長。

総合観光部観光総務課長（山本 勉君） 今の単価の決定の方法につきましては、一応入札で決定を見ております。その辺の差の開きについては私もよく承知はしておりません。

委員長（佐々木隆義君） はい、羽根財政課長。

総務部財政課長（羽根秀実君） 先程ご指摘のありました市場価格のA重油ということで、これが市場価格の単価というのが財団法人日本エネルギー経済研究所、石油情報センターの公表の価格を取り入れておりますが、この部分で重油については中国地方の単価ということで若干地域性の単価の差もあらうかと思っております。今申し上げましたのは市場単価の設定を今申し上げましたように中国地方の単価ということで表示させていただいております。

委員長（佐々木隆義君） はい、岩本副委員長。

副委員長（岩本明央君） 実際にお話は理解できましたけど、例えば10月の市場単価A重油は109.52、その上のトロンは120.75、それからもとに下がって7月は市場単価のA重油128.00、トロン温泉は134.40、非常に差があるんですよ。今隣のほうで前月の価格どうこうという話があったけど、それにしても理解がしにくいし、今の説明ではちょっと僕としては。これだけ差があるということはちょっと仕入れが甘いんじゃないかなという感じがせんでもないんですが。例えば今言いましたように10月の場合は11円あるということは1割差がありますよ。

委員長（佐々木隆義君） はい、山本課長。

総合観光部観光総務課長（山本 勉君） 今のご質問にお答えいたします。トロン温泉の場合は岩本委員さんご承知と思いますけれども、道路から橋を渡って温泉が

あるということで大型のタンクローリーが入らないという一つは事情があります。そういうことで通常よく見かけます2トンぐらいのタンクローリーがスタンドにありますよね、ああいうローリーにお願いをせざるを得ないということで輸送コストがトロン温泉の場合にはかかるわけです。そうしたらインタンク方式等を検討したらということも多分あるだろうとも思いますけれども、この辺もちょっと見当はしましたけども、投資的效果を見た時にちょっと難しいだろうということで今は検討中でございます。

委員長（佐々木隆義君） はい、ほかに。はい、西岡委員。

委員（西岡 晃君） 議案の道の駅の補正のほうですが、調整額が178万8,000円が灯油代の調整額というふうに理解するんですが、今回の補正が1,819万6,000円ということで、約1,600万ちょっとですね、灯油の値段とは関係のないところの補正が上がってるのかなというふうに理解しております。その辺の事情を少し詳しく説明していただければと思います。

委員長（佐々木隆義君） はい、金子課長。

建設経済部商工労働課長（金子 彰君） 西岡委員のご質問でございます。今の使用料等についてという資料に基づいてご説明を差し上げたいと思います。この決算見込額、一番最後の表ですが、決算見込額2,623万6,000円といたしますものは購入金額の表の一番上ですが、この2,623万6,000円の金額でございます。これにつきましては10月まではそれぞれの単価によります実績額で考えております。11月以降におきましては10月分の単価でありました96円60銭、これについて予想を立てたものでございます。合計して2,623万6,000円という数字になったわけでございます。この調整額といたしますのは中段あたりにあります各施設の購入単価（1当たり）という表がございますが、この4月分についての単価71.3円ということになっております。これは一番最後の文書になりますけれども、指定管理申請書が出されたときの見積単価、積算単価でございますが、これが65.1円ということで総額が620万ということで出された数字でございますが、これの10%増といたしますのは71.61円になるわけでございますが、71.61円を超えた部分について指定管理料として支出しようという協議結果になったということでございます。従いまして4月の単価71.3円につきましてはこの71.61円下まわったものであるということで、この4月分につい

ては指定管理料を支払うことはしないという考えでございます。同じく各施設の購入単価を見ていただきますと5・6・7・8・9・10と、これは実績でございますが、これにつきましては当初の見積単価65.1円の10%超えた金額71.61円、超えておるといふことございまして、その71.61円を超えた部分について指定管理料として計上していると、同様に11月以降の見込みでございますけれども、これは見込みといたしまして10月の96.6円を基礎として計上をいたしております。従いまして現在11月におきましては77円70銭という契約単価になっております。従いまして71.61円を超えた6.09円についてが実質の支出額になるかというふうに思います。従いまして現在補正額といたしまして1,819万6,000円計上させていただいておりますけれども、これが1リットル当たりの単価が下がった場合については当然指定管理料についても下がってくるということで、最終的には実績に基づいた支出を行うということをご理解を頂ければと思いますが、よろしゅうございましょうか。

委員長（佐々木隆義君） よろしいですか。ほかに、はい、河村委員。

委員（河村 淳君） 今回の道の駅の関連というか、それともう1点ほど質問したいんじやが、要はこの道の駅は市長さんも当然言われたが、発足当時はその辺で今の活性化やっていこうということは趣旨は大変ええことであるが、第三セクターで一応やられておると、美東町のほうはわからんじやったんじやが、来てみてわかった。その辺の方法は悪いとかええとかじゃなしに、いろいろええ手もあると思うんじやが、要はそういうふうなことで赤字が重なってきよるといふことになれば一般会計から繰り入れをすると、市が出さんにゃならんような格好になっておると思うんじやが、旧美東町の方法というのが道の駅があるんじやが、これは土地を貸して道の駅の関係者が手数料を町へ皆納めると。全然へやから市からの支出というのではない。こういう方法をとれば赤字であろうがなかろうが使用料が手に入ってくると、市のほうがその辺で大変ようなるんじやが、その方法もいずれ考えられる時期がいずれ来るんじやないかと私は思う。その辺をこんようにするためにはどういう方法を取るかという方向も考えんにゃならんが、その辺もある程度考えておられるかおられんかその辺を1点ほど関連として質問してみたい。それと35ページの土地改良工事という説明があった、農林課長の方から、これについて816万5,000円について中身が確定測量の業務委託料も入るとか聞いたんじやが、これは確

定測量は上の欄に118万3,000円あるが、これと問題はそこで鍛冶屋地区に暗渠排水をやると聞いたような気がするんじゃが、暗渠排水の施工方法はどのような方法を取られちよるかその辺をちょっと聞いてみたい。

委員長（佐々木隆義君） はい、金子課長。

建設経済部商工労働課長（金子 彰君） 河村委員のご質問でございます。道の駅は平成10年4月にオープンいたしまして19年度で10年間を終えたわけでございます。当初から温泉という施設は道の駅には珍しく集客もかなりございまして、開設当初から6年間については経常利益、黒字を計上しておったわけでございますが、近隣に温泉施設を持つ道の駅等ができました関係等もございまして7年度目から単年度収支が赤字に転落したという経緯でございます。当初計画をさせていただきましたのは地域の活性化等情報発信基地等いろいろな要件があつてこの施設を作ったわけでございますが、当然利益を上げるという施設でございますので、この関係で第三セクターのほうに委託をして営業をしていったという経緯でございます。またおっしゃいましたように美東につきましては、おっしゃいましたとおり手数料をいただくということで運営をいたしておるところでございます。こういった方法も含めまして今後見直し等が必要ではないかということのご質問かと思いますが、道の駅おふくにつきましては指定管理期間が今年度含めて3年間ございます。当然その間に経営改善等図りまして経常利益黒字を出していきたいというふうに考えております。その時点でなお経営改善が図れないという場合におきましては、またいろいろな方法等も検討していかざるを得ないというふうに考えております。以上です。

委員長（佐々木隆義君） はい、村田市長。

市長（村田弘司君） 河村副議長どうも、こないだの一般質問でもお答えしましたけれども非常に於福の道の駅厳しい状態にあるということですね、経営検討委員会ということで関連する組織等集まっていたいただきまして、いろいろ検討させていただいたんですが、今金子課長が申したとおりあと今年を含めて3年あると指定管理が。この間道の駅のスタッフを含めて全力を挙げて経営改善に取り組むということをお約束をさせました。その様子をちょっと見ます。今指定管理も美祢観光開発株式会社に指定管理をさせるということで公募をかけていません。この3年間を見まして、この辺も含めて抜本的な改革が必要ということであれば、その時点で考えさせ

ていただきます。当面は今できることはみなやらそうというふうに思っておりますので、若干の猶予期間があるかなというふうに思っております。以上でございます。

委員長（佐々木隆義君） はい、中村課長。

建設経済部農林課長（中村弥寿男君） 河村委員さんのご質問にお答えいたします。鍛冶屋地区におきます確定測量と工事関係についてのご質問だったかと思えます。確定測量業務につきましては今年度基準点測量の業務を予定をしていたとここでございます。これにつきましては先程補正説明で申し上げましたとおり、その地域内に河川が横断をしてるということで基準点が増加したということで118万3,000円の増加が生じたということでございます。この委託料の増加によりまして測量試験等の業務を予定をしていたとここでございますが、こちらのほうへこの測量試験委託費から確定測量業務の委託費のほうへ予算を振り分けた関係で、今年度行います工事関係の設計がそこまでできないということで来年度予定をしておりました暗渠排水工事を来年度に繰り延べ、来年度行う予定にしておりました排水路工事、揚水機の設置工事等の工事を今年度行うという計画変更を行ったとここでございます。そういうことでこの予算書35ページにあります確定測量業務委託料として118万3,000円の増額、そして二つ下にございます測量試験費委託料として157万3,000円の減額をしているところでございます。そういうことで予算内の費目事業内容を調整いたしまして工事請負費の816万5,000円のうち39万円が鍛冶屋地区として算入をされているとここでございます。そして暗渠排水の施工方法についてのご質問でございましたが、大変申し訳ございません。この施工方法まで勉強不足でこの場でご説明ができませんが、後程調査をいたしましてご報告させていただけたらと思っております。以上でございます。

委員（河村 淳君） 今の施工方法がどうかこうとか言うのは簡単なもので、暗渠排水の排水管を止めるものか、バラスを下に引いてそれから上にやっていくちゅう方法と三つも四つも土質によって暗渠排水の施工が美東町らでもちごうてきちよったと思うんじゃが、今の鍛冶屋のところの地区はどういう土質であってどういうものを使うというぐらいはわかると思うんじゃが、その辺が分かればと思ったわけ。孟宗竹を使うというときもあったようなかったが、どういう方法を取られるのかを聞きたかっただけ。それと道の駅については市長のほうからも答弁がありましたし

たので様子を見て今から考えるということであったのでええですが、一つ私はちょっと耳にしたことがあるんじやが、休耕地のところへ何か花とか何か花壇を作ってどうかこうとかいう、来てあそこを何してやったらどうかちゅう、宇部のほうからの業者が入ったということがちょっと聞いちょるんじやが、この辺についてはどういう経過になっちょるか分かれば聞きたい。

委員長（佐々木隆義君） はい、金子課長。

建設経済部商工労働課長（金子 彰君） 道の駅おふくの裏手にあります農地のことだろうと思います。今まではあそこに春は菜の花、秋はコスモスを植えてフラワーガーデンとして市のほうで取り組んでおりました。今回宇部にあります業者、あちらのほうの農地を借り受られまして、そこにブルーベリーの観光農園を作るということで只今整地を終わりました、ビニールハウス等を整備をされておるところでございます。これにつきましては道の駅おふくとの相乗効果が期待をできるということと考えておりました、今後業者と話をいたしまして道の駅の改善のきっかけの一つにしていきたいというふうに考えております。以上です。

委員長（佐々木隆義君） 先程暗渠排水工事の関係ですが、小嶋秋芳建設課長、現場担当課長ですが分かれば、分かりますか。はい、小嶋課長。

秋芳総合支所建設課長（小嶋卓夫君） 前年度までですか、私が本地区の工事をいたしました。土質は粘土質であったかに思います。多分今までどおりの施工でバラス入れて中に土管ですか、あれを入れた工法で行われると思います。面積については一応農林事務所普及課ですか、あそこの協議をいたしましてどの程度の面積をやるかというのは測られると思います。以上でございます。

委員長（佐々木隆義君） はい、岩本副委員長。

副委員長（岩本明央君） 予算書の34、35の中の6款の農林費で3の農業振興費の負補交、実は農業団体の方から不安な話がありましたのでお尋ねしたいんですが、この担い手農地集積高度化促進事業、これは分らんかもしれんけど、ずーと続くもんでしょうか。というのが1件と、もう一つは例えて言いますと、その集落で20戸農家があって16軒ぐらいが農業法人を作っておると、残り4戸があとからそれに入る場合、その4戸が面積をたくさん持っておるという場合にはこのような事業の対象になるかどうかこの二つをお尋ねいたします。

委員長（佐々木隆義君） はい、中村課長。

建設経済部農林課長（中村弥寿男君） それではお答えをいたします。岩本委員のご質問はこの担い手農地集積高度化促進事業が来年度以降続くかということがまず第1点であったかと思えます。ご承知のとおりこの事業につきましては平成19年度に国の事業としてスタートをいたしました。この趣旨につきましては面的集積を図るという意味あいでは担い手を育成するということで新規に設けられた事業でございます。続くかどうかについては今現在確たる情報が入っておりませんが、不確定な情報を申し上げるのもいかなものかと思えます。そういうところでお許しを頂きたいと思いますが、これに代わる新規な事業が考えられているやも聞いております。そのあたりでご容赦いただきたいと思います。それとあとからその法人に入った場合、その集積した農地に対してこの事業の対象になるかというご質問だと認識しますが、ご認識のとおりあとから入られた場合、新たに集積された農地に対してこの事業の対象になるということでございます。以上でございます。

委員長（佐々木隆義君） はい、下井委員。

委員（下井克己君） 35ページの元気な地域づくりですけども、確定業務委託料で河川が通っているのが基準点が増えたという先程言われたと思うんですけど、河川が通っているのは前からわかってたことだと思うんですけど、ちょっともう一度説明お願いできればと思います。

委員長（佐々木隆義君） はい、中村課長。

建設経済部農林課長（中村弥寿男君） 確定測量に伴います基準点測量の基準点についてのご質問と思えます。当初63点を計画をしておりました。そして国土地理院のほうへこの基準点測量について協議をした結果、地理院のほうからの指導によりまして、この青景川の影響によりまして91点の基準点を設けるようにとご指導があったところでございます。当初の63点につきましてはの計画について大変申し訳ございませんが、その積算根拠について勉強しておりませんが、国土地理院からの指導によりまして計28点の増加を余儀なくされたということでございます。ご理解いただけたらと思えます。以上でございます。

委員長（佐々木孝義君） よろしいですか。はい、下井委員。

委員（下井克己君） 63点から91点、30点増えたわけですけど、基準点というよりもう一個下の不足点じゃないですか、と思うんですけど。

委員長（佐々木隆義君） はい、中村課長。

建設経済部農林課長（中村弥寿男君） 大変勉強不足で申し訳ございません。4等測量点、4等基準点ということだそうです。以上でございます。

委員長（佐々木隆義君） よろしいですか。はい、そのほかございますか。はい、村上委員。

委員（村上健二君） 道の駅の件ですが、燃料費の高騰で公的資金を導入するということですが、設備投資は別にして今後とも営業赤字が出た場合こうして公的資金を今後もしていられるつもりですか。公共事業だからあまり儲けてはいけないと言われたいね、ちょっとそこが気になるわけです。そういう感覚であればおのずと公的資金を導入するちゅう考え方に私は立つんですけど、それでいいんでしょうか。だから会社としてやはり利益をあげんにゃあならんと、市長がそういう基本的な考え方、市民の福利厚生的な考え方にもたっておたれるんやったら公的資金の導入ですよといっても納得しますけども、その辺をちょっとお聞きしたいんですよ。

委員長（佐々木隆義君） はい、村田市長。

市長（村田弘司君） 村上委員が今おっしゃいましたように通常の会社であれば当然利益を得るために金を使うということですよ、この道の駅おふくのあり方ですが、基本的に先程金子課長が申しましたが、地場の農林業の振興、地元の方の雇用の場の創出、そして観光基地としての情報発信の機能、大きく三つの機能を公的に持った施設ということで農林水産省の国庫補助金が入って設立させた事業でございます。従いましてこの事業することによって、例えば地元の商店の方に影響を及ぼすというようなことがあってはならないと、基本的なことがございますので儲けすぎてはいけないという言葉申し上げたのです。ですから儲けてもいいというんならまた初めに戻りますが、お金を使って儲けるシステムを作るということもできるんです。公的資金を使って儲ける仕組みを作って利益を上げようと思えばやってやれないことはないけどもそれは避けるべき、公的使命を持った施設ということがありますので、その公的使命を果たすために赤字を生まない程度に運営をしていくという大前提があります。ここが難しい。それと冒頭に言われた公的資金をどんどん注入するかということですが、それは考えておりません。今回の場合は特別に灯油価格が非常に乱高下したということで非常に高い時期においては道の駅おふくの経営本体に影響を及ぼすということで当初から10%超える契約単価を10%上回るものについてはもう見ざるを得ないだろうということで約束事がありましたので、

その部分についてこの公的資金を注入をするということですが、これから赤字になるからだから市の方から金を注入することは考えておりません。そういう事態が生じるようであれば先程河村副議長からも話がありましたけれども、抜本的なこの道の駅の経営のあり方を考える必要があると思います。そのことも含めて経営検討委員会で話をさせてもらいました。道の駅自体で努力できることは努力をするということで、努力だけでは耐えられない状況が生じたときには根本的なことを考えざるを得ないなというのが私の思うところの認識です。よろしいですか。

(発言する者あり)

委員長(佐々木隆義君) はい、市長。

市長(村田弘司君) 市民会館食堂も同じなんですよね、結局福利厚生立場で今存続させておる施設ということで市外から来られたお客さん方大きな会をする時なんかですね、市として食堂がないということではすみませんので市民館食堂を持っております。この市民館食堂についても、例えば国道沿いに大きな看板を出して、それからPRの折り込みを入れるとかいうことをすれば、おいしい料理を提供できればお客さん増えると思います。そうするとこの周辺の民間がやっておられるレストラン、食堂等にやはり影響を及ぼすことがありますので、それもできないという根本的なところがあります。今隣で西岡委員が首を傾げてますけど、結局公、パブリックが経営するというのはそういう部分があるんです。それをしなくて済むのが今の観光事業会計、収益的事業、おおぴらに認めておられる事業を美祢市が持っている。これはないんですよ普通は、儲けてもいいですよという収益的事業、今観光事業私どもも持っておりますけれども、これはやれるんです。この観光事業を推進することによって周辺の観光産業に携わっておられる民間の方も一緒に上がっていけるという状況を相乗させられますので、収益的事業は認めていただいておりますが、この道の駅おふく、市民館食堂、ちょっと根本的なあり方が違っておりますのでその辺をご理解を賜りたいと。(発言する者あり)

委員長(佐々木隆義君) はい、市長。

市長(村田弘司君) 村上委員、おっしゃるとおり。公的資金という言葉単純に使いますけれども、公的資金の公というのは税金の集まりということ、ですから美祢市でいえば市民の方々の理解を得る、国でいえば国民の理解がいる。公的資金という言葉は、注入という言葉は簡単に使いますが非常に重たい行為を伴ってお

るということです。私はそういうことを認識しております。ですから先程申し上げたようにただやることはない。（発言する者あり）

委員長（佐々木隆義君） はい、馬屋原委員。

委員（馬屋原眞一君） 今お話はわかるんですけど基本的に、今の資本の関係ですけども株式会社形態を取ってJAが出資しておりますよね、そうするとその資本が現在毀損していると思いますけれども、ですから今言う片一方では福利厚生的なイメージがあるからと言いながら、当初設立したときにはやはり今言われたことであろうがなんであろうが基本的に会社とあれば当然黒字を計上するのが当たり前、そのために努力をしなくてはだけども今のまま行けば遅かれ早かれ会社の解体なり考えんやいけん状態になってるわけいね。そういうふうな中でやはり福利厚生がどうのというふうなイメージで社長たる責任者がそういうことを言うようでは、会社は成り立たんと私は思います。やはりどうしてもそういう裏付けがあるもんだから中に働く、事業変更を出される課長にしても常に計算毎の事業計画しか出てきやへん。そういうことではいけないと思います。やはりどうしても株式会社という格好を取るんであればやはりもう少しものの考え方をしっかりして見直しをしていただきたいと私は思います。

委員長（佐々木隆義君） はい、市長。

市長（村田弘司君） 厳しいご意見ですが、馬屋原委員あなたもこの立場になられたらわかりますよ。言うは易しやけどするは難し、非常に厳しい経営を強いられておるといことです。公的な使命を持ちながら株式会社を営むということの行為の難しさというのはご理解を賜りたいと思います。今あなたが言われたことはそういうふうな公的な使命を持ってるから儲けんでもいいよ、簡単にやっちゃえばいいよということやってしまっただけは困るということと言われたんだらうと思うけれども、私はそういう意識は全くない。ないからそれを職員の方にも、そういうふうな気持ちで経営をしておると赤字の垂れ流しになります。農協のほうにも出資を願っておる。市も出資をしておる。お互いが出資をしたということは責任がありますので、その経営に関して市として毅然としてこの経営を右肩上がりをしていく必要がある。そのためにいろいろ策を考へておると。それと温泉のことですが、結局理念があっているんなことをしていけば良かったんですけども、いろんなその時その時の経済情勢とか社会情勢によって投資をしておるということがある。だから掛け

流し方式に循環型の風呂を変えた時に、例えば道の駅に来られるお客さんがかけ流しになったことによってどれほどの客が増えるか、1億円ほどの金を投資してそしてそれを改修してなおかつ利があげられるかということまで計算をきちっとできておれば多分このようなことはなかった。ですからかけ流しに循環式から変えたということは結局熱量の無駄が起こったということですね。捨ててしまう掛け流し、循環式であれば今回のような排湯を利用して、その熱を使ってやるということもせんでも済んだわけです。結局かけ流しにしたためにランニングコストが上がった、上がったけれどもかけ流しにしてお客様が増えずに逆に減ってしまうということが生じている。だからこの差額をフォローするために今回この設備投資で排湯施設を改善をしますけれども、その分も結局道の駅に全部抱かせてしもたということなのです。その分に関して資金注入しておりません。ですから市の思いによってやったことによって道の駅の経営そのものにダメージを与えてしまったということも確かにあります。ですからそれを踏まえた上でなおかつ努力することがたくさんあると思っています。農林業振興のためにまた観光関連にそれをやろうとしておりますので、ちょっと時間を頂戴したいと思っています。その気合いでやっておりますから、馬屋原委員よろしいでしょうか。

委員長（佐々木隆義君） そのほかございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（佐々木隆義君） はい、それでは質疑を終了します。本案に対するご意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（佐々木隆義君） これより議案第2号平成20年度美祢市一般会計補正予算（第3号）を採決いたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（佐々木隆義君） 全員異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号平成20年度美祢市観光事業特別会計補正予算（第1号）を審査いたします。執行部より説明を求めます。はい、山本課長。

総合観光部観光総務課長（山本 勉君） それでは76ページをお開きいただきました

だと思います。1款、観光総務費・2項、業務管理費・目4、リフレッシュパーク施設業務費でございます。需用費としまして302万4,000円を補正のお願いをするものでございます。これにつきましては景清洞トロン温泉のボイラーに使用します重油の高騰によりまして燃料費に不足が見込まれます。よって補正をお願いするものでございます。人件費等については一般会計と同じように省略をさせていただきたいと思います。それから78ページ予備費でございます。予備費160万6,000円、これにつきましては、補正額の160万6,000円につきましてはこれまで補正の不足額を生じたものを予備費に補正を求めたものでございます。簡単ですが説明にかえさせていただきます。それと先程配布されました油等の使用料ですが、これ説明した方がよろしいでしょうね、よろしいですか。はい、それでは省略させていただきます。

委員長（佐々木隆義君） それでは説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（佐々木隆義君） 本案に対するご意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（佐々木隆義君） それではこれより議案第4号平成20年度美祢市観光事業特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（佐々木隆義君） 全員異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

以上で、本委員会に付託されました議案7件につきまして審査を終了いたしました。その他、委員の皆様から何かございましたらご発言をお願いいたします。はい、西岡委員。

委員（西岡 晃君） 昨日三好議員が林道の件で一般質問されて市長も今後整備の方法を考えていくということでは言われました。林道もそうなんです、市道、生活道これについて市長も使いたくない言葉とおっしゃった、私もそうだと思うんですが限界集落のところ、今までは旧美祢市ではボランティアで市道の管理をしていたのが実態だというふうに思うんですが、最近よく問いかけられるのが、年なんで

市道の管理はできんよと、何とか草刈りをどうにかやってもらえんやろかというような声、また災害の時にはその道がなくなったら生活ができない出ていけないと、そういう管理をどういうふうに考えているか。聞くところによると秋芳町と美祢市ではちょっとやり方が違うようなことを聞いておりますが、そういった秋芳町方式を今後取られて管理されていくのか、今までどおり美祢地域についてはボランティア主体で、今なかなかできないのが実情だと思いますけど、どういうふうにその辺は考えておられるかというのを。

委員長（佐々木隆義君） はい、市長。

市長（村田弘司君） 昨日三好議員の一般質問にお答えをした大きな目的は、結局嫌いな言葉だけど限界集落を本当の限界にしたいという思いが強いからです。皆さんが自分たちの力で、自分たちの地域内にあるいろんな公共的なものを皆で寄りあって維持していくという非常に崇高な行為を日本人というのはやってきたんですよ。それによってその集落は保たれておるといふ部分がある。それが今なくなろうとしてます。それをお助けすることができるようであれば何らかの形をしなくてはいけないなということで昨日は答弁をさせてもらいました。但し、これはいろんな観点から考える必要があると思います。今の林道だけでいえば、例えばカルスト森林組合に現在の合併後のやり方でいけばカルスト森林組合のほうにお願いをしてやってもらっておる。カルスト森林組合のほうの仕事には、今市道のこと言われましたけれども、例えば旧秋芳町方式、地元のほうにやってもらってそこにお金を出すということですね。それもさっきの林道と同じ考え方があるんだろうと思います。それだけに特化してしまうと、例えば市道というのは建設業者とか土建業者とかの方も関与しておられる。そこに働いておられる方、市内の方がほとんどなんです。その仕事を取っていくとまた市内にそのお金が還流しなくなるということですよ、だからその辺も考えなくてはいけない。だから限界集落を維持するためにはどういうふうな方策をとったらいいか、そして今申し上げたように全体を考えた上でどうすればいいかということを考える必要があると思います。だから視点を一つだけに固めてしまうと非常に偏った私の施策、決裁になりますんで、すべてを鑑みてなおかついつも言うようにコストパフォーマンス、皆さんから頂戴した税金を一番効率よく市内に流していくという考え方を取らざるを得ない。旧秋芳町方式の市道の維持のやり方も一つの選択肢だろうと思います。いろいろこれから全てを検討さ

せてもらいたいと思ってますけどもその辺で今回は、ということです。

委員長（佐々木隆義君） はい、柴崎委員。

委員（柴崎修一郎君） 災害時に用水路補修する場合、今まで旧美祢市の場合は個人負担3割だったんだけど最近7割ぐらいになって、一応個人で皆やられた方が多いわけですけど、7割だったら自分でやった方がいいということでやられた方多いんですけど、過去3年ぐらい前からずーとお願いしちよった場合、件数が多いもんですから、3年ぐらい前からやってまだやられてないという物件なんかあるわけですけど、これら今までどおり3割でいいのかどうかその点をお聞きしたいんですが。

委員長（佐々木隆義君） はい、中村課長。

建設経済部農林課長（中村弥寿男君） 単独土地改良事業での負担金と申しますかそのご質問だろうと思いますが、今現在美祢地域においては農地につきましては3割、施設につきましては3割、2割と内容によって異なっておりますが、先程の議案の改正でもご説明を申し上げましたとおり美東、秋芳は補助金方式で個人の負担率、市の補助率は3地域で違うということで、この統一をする必要があるというふうにご説明を申し上げましたが、7割、3割とあまりにも開きがございます。これをどのような形で調整をしたらいいかということで非常に苦慮してるところでございます。まだいくらにするかという結論は出ていないというところが正直なところでございます。改正条例の中で附則のところでご説明を申し上げましたが、今議員ご指摘のとおり美祢地域において申請はあるが予算の関係で積み残しの部分が多数ございます。これにつきまして条例の改正をしても改正条例の施行前になされた処分ということで現行の規定によって21年度以降も実施をしていくという形での附則規定を設けておりますので議員ご質問のとおりになるかと思っております。

委員長（佐々木隆義君） いいですか。はい、ほかに、馬屋原委員。

委員（馬屋原眞一君） 建設経済部全体と申しますか、お聞きしたいんですけども、文書受付と申しますか、申請書受理してその後の処分について苦情が参っております。出して2週間たっても返事もなけんにゃ何にもないと。一応あれでもと思って基本的に携帯電話の、記入しちよったということなんですけども、どういう文書受付と申しますか、そういう申請を出して、あるいは本人に対して連絡をするのか内部的にマニュアルがあるのかどうなのか、それといろいろ皆さん要請をしておられるけれども一応その後返事がないと、できなければできないで理由とそれなりの内

容の回答をすべきであろうと思うけれども、個人差があまりにも激しいと、全く連絡がない、見に来たものやらどういうふうにしたものやら分からないという苦情が多いです。いい例を申し上げますと、悪いことばかり言ってはいけませんが、12月1日に市民課に申請をしまして3日の日に書留で返事が来ました。これは内部的にそういうふうなルールができてからできたんだろうと思いますけれど、そういうふうにちゃんとマニュアル化されたものについてはできるんだろうと思いますけれども、やはり建設経済部といえども内部的にこういう案件については何日ぐらいに市民のそこには連絡が行く、あるいは申請した人には返事をするというふうな内部的な取り決めがあるのかどうなのかそれを聞きたいと思います。

委員長（佐々木隆義君） はい、伊藤部長。

建設経済部長（伊藤康文君） 馬屋原委員のご質問ですが、基本的には要望等言われてると思いますが、それについては速やかに対応するように当然のように心がけております。個別にその辺にミスがかかったというのが当然遺憾に思うわけですが、市長等に宛てて要望が来ます。その辺市長のほうに決裁等いち早く供覧に努めますが、その間に現状等また要望された方にできるだけ早く応答するようにしておりますが、物件によっては大変言われたようなこともあるとは思いますが、基本は速やかに対応するというので文書的な取扱等内部的に決めたものはございません。以上でございます。

委員長（佐々木隆義君） はい、市長。

市長（村田弘司君） 馬屋原委員、今言われたことはわかります。ついでに褒めてもらってすみませんでした。確かに市民の方からすれば自分が市に対して申し出たこととか申請したことがどうなっておるか分からない宙に浮いた状態は非常に不安だろうと思います。ちょうどいい機会にお聞かせを願いましたので、このことはすぐに最高幹部会の政策調整会議で私のほうから全部課長に指示をします。そして今いい言葉を使われましたけどマニュアルをそれぞれ作るように言っております、全庁へ。まだ不行き届きのところがありますけども、その辺についてもケースバイケースでどうすればいいかというふうなマニュアルをきちっと作って、誰が担当になってもいつでも同じことができるような、これが一番各部にとって必要と思っておりますので、そうさせるようにいたします。経過を見ておって下さい。今度お褒めの電話ばかりかかるようになるかもしれん。

委員長（佐々木隆義君） ほかにございますか。はい、市長。

市長（村田弘司君） ちょうど昼前で申し訳ないですが、1点私のほうからご報告なりさせていただきたいと思います。今道路地図をお配りしましたけれども、見られたらわかるとおり現在着々と工事を進めておられます小郡萩高規格道路のことでございます。このことにつきまして中国自動車道と国道435号の高規格道路と小郡萩道路とつながるということで、これから観光立市、定住促進、非常に大きな命題として思っておりますので、特に中国縦貫道の道路標識、ジャンクション名、ジャンクションから小郡萩高規格道路につながったあとのインターチェンジの名称、これは人を呼び込むまた新市の知っていただくいい機会だろうと思って、その名称を非常に強く山口県的美祢土木事務所のほうに申し入れてまいりました。小郡萩高規格道路については県が管理しておられますので、インターチェンジの名称についてはかなり私どものほうの気持ちを聞いていただきました。中国縦貫道につきましては通常ネコスコといいますけど、西日本高速道路株式会社が管理しておられますので、このジャンクション名、道路標識等については随分土木の広田所長のほうから働きかけてもらいました、私の意をくんで。その結果をちょっと話をしたいと思います。現在美東地区にできておりますジャンクション、かつては仮称美東ジャンクションというふうに言っておりましたけれども、これが美祢東ジャンクションということ。ですから美祢には美祢西インターチェンジ、美祢インターチェンジ、そして美祢東にジャンクションができるということで、この高速上に美祢というのが三つできるということで、全国に発信できる美祢という名称がですね、これが一つ。それから美祢東ジャンクションから入って高規格道路の中新美祢市に四つインターチェンジができますけれども、ジャンクションすぐ降りましてまず始めが十文字インターチェンジ、これは河村副議長が随分言っておられましたけれども、十文字というのは新しい市にとって再開発すべき大きな施設とっておりますので、十文字インターチェンジと。その次がやはり秋吉台に人を流したいということで秋吉台インターチェンジ。高速道路のほうにも秋吉台という大きな看板を立ててもらおうと思っております。秋吉台に行くんだよと、高規格道路のほうに行ったら。それを受けて高規格道路に入られた方々が秋吉台インターチェンジをめがけて降りるということで秋吉台インターチェンジ。そして大田インターチェンジ。そして絵堂インターチェンジという形で四つのインターチェンジ。大田、絵堂につきましては歴史遺

産がよくあります。大田・絵堂の戦いもあるし、これから長登にもまわさなければいけません。大田、絵堂はそのまま残したいというふうに思っております。以上でございます。ということで土木事務所のほうに意見書を出したいというふうに思っております。

委員長（佐々木隆義君） はい、伊藤部長。

建設経済部長（伊藤康文君） 市長の補足ではございませんが、先程ジャンクションを美祢東ジャンクション、料金所が隣接してるということで美祢東料金所ということにも併せてなるようになります。今後の予定といたしますか、標識適正化委員会というのがございまして、国交省、中国整備局、ネクスコ、それと県、美祢市で最終的には決まるという予定になっております。（発言する者あり）

委員長（佐々木隆義君） 地元の河村委員何か、はいどうぞ。

委員（河村 淳君） 大変市長さんご心配でした。この萩小郡間道路ちゅうのはご存知のように、歴史知ってなかるうけど美東が事務局やって萩小郡間ができた状況が今まであるわけで、美東ジャンクションがないようになるということは、十文字が生きちよるからまだいいですが、美祢東インターちゅう名前になっていこうということですからこの辺は了解したいですが、秋吉台インターちゅうのがちょっと今言われたが、これは綾木のところじゃろうと思うんじゃが、この辺が綾木地区のいろいろ話も聞かんにゃわからんが、今のこれが了解がつくかつかんか地元の方が反対の意見もあるようじゃが、この辺の了解がつくように努力せんじや、綾木の議員がおってやからこの辺はどうなるかと思うんじゃが、了解ならそれでええと思う。

市長（村田弘司君） ちょっと補足しますね。今綾木と言われましたが、県のほうから言ってきたのは秋吉台インターチェンジと言ったところ南秋吉インターチェンジと行ってきたんですよ。これについては綾木という言葉は消えてました。南秋吉という言葉を使うよりも具体的に秋吉台インターチェンジと言ったほうが全国に通じますので強くそれを要望したいということです。

委員長（佐々木隆義君） お疲れでございました。以上もちまして本委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

午後0時7分閉会

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成20年12月4日

建設観光委員長

佐々木隆義